

破産法157条の報告書(第1回)(株式会社クレジエンテ)

第1 破産手続開始に至った事情

1 会社の事業

破産申立書等によれば、破産者株式会社クレジエンテ(以下、「クレジエンテ」という。)は、平成22年9月に株式会社グラシアスとして設立され、平成28年に社名変更された。クレジエンテは化粧品販売事業等を営んでいたが、これは連鎖販売取引であり購入者の口コミで商品を広げていく「マルチ・レベル・マーケティング」商法であった。

2 預かり商品の方式

クレジエンテは、化粧品の使用期限等を理由に、会員が商品を購入した後、その商品を会社の倉庫で保管し、会員の求めに応じて商品を引き渡す等の方法も取っていた。しかし、破産時には預かり商品債権額は59億円超(965名)に及んでおり、それに相当する商品もその製造費も有していなかった。

3 少人数私募債

またクレジエンテは、平成23年から高利率の少人数私募債を発行し、会員から資金を調達していた。そして関連会社6社(①株式会社ラディアンテ、②株式会社蔵皇、③株式会社ジェナル(①ないし③の会社は破産)、④株式会社F.PLANNING、⑤株式会社ランヴォ、⑥株式会社花梨)を利用して少人数私募債発行を繰り返し、多額の資金を集めた。破産時にはその社債債権額は26億円超(409名)に及んでいた。

4 個別の短期借入

さらにクレジエンテは、各会員から個別に短期借入を行っており、破産時には短期貸付金債権額は11億円超(138名)に及んでいた。

5 前代表取締役に対する貸付金

平成28年ころから、当時の前代表取締役(以下、「前代表取締役」という。)は、クレジエンテの資金を利用して腕時計、車、ブランド品等を購入し、会員制ホテルでパーティを開催したり、クルーザーを貸し切って花火観戦等をしていた。これらは会社の交際費にできなかったため、同人に対する貸付金として処理された。破産時には、同人に対する貸付金債権は9億9149万円超が計上されていた。

6 前代表取締役の交代

その後、クレジエンテは、新型コロナウイルス感染症の影響等により営業活動を縮小せざるを得ず、その資金繰りは悪化した。令和2年6月ころから前代表取締役はクレジエンテや関連会社の倒産を示唆するようになった。しかし、他の役員等が反対したとのことで、前代表取締役は同月16日に辞任し、現代表取締役が就任した。

7 資金繰りの破綻と破産

その後もクレジエンテの資金繰りは悪化し、令和3年1月ころから、毎月の売上高よ

りも会員に対する報酬（ボーナス等、月額約1億円）と社債利息の支払金額の方が上回る状態になり、社債や借入金の利息支払を一時停止した。また同年6月には東京国税庁から1億7000万円を超える滞納処分を受け、複数の会員から仮差押、訴訟等も提起されるようになった。その結果、クレジエンテは、同年9月7日に破産を申し立て、同日午後5時に破産手続開始決定を受けたものである。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

1 負債の状況

債権届出書等によれば、負債は以下の一覧表のとおりであるが、破産配当ができるかどうか未定であるので、いずれも債権認否は留保する。

No.	債権の種類	人数	債権届出金額
1	財団債権（公租公課）	17	209,304,266 円
2	財団債権（労働債権）	12	12,547,707 円
3	財団債権（その他）	3	47,735 円
4	優先的破産債権（公租公課）	3	23,891,160 円
5	優先的破産債権（労働債権）	8	5,033,341 円
6	会員債権	1,099	11,294,732,120 円
7	一般債権	18	36,979,736 円
	合計	1,159	11,582,536,065 円

2 破産財団の状況

別紙「財産目録及び収支報告書（1）」のとおり、破産財団の現在残高は1572万7657円である。

3. 管財業務の概要

(1) 前代表取締役に対する貸付金9億9149万円等の回収状況

ア、クレジエンテは、前代表取締役に対し、既に令和3年4月に貸金返還請求訴訟を提起していたが、その返還義務等について争われていた。

イ、クレジエンテの会計帳簿等には、前代表取締役に対し以下の支出等があった。

（ア）9億9149万円超の貸付金残高があった。

（イ）11年間で合計6億1176万円超の役員報酬を支払っていた。

（ウ）11年間で合計10億890万円超の最上位会員のボーナスを支払っていた。

ウ、そこで、当職は、前代表取締役に対し、当初からクレジエンテの状況等を熟知しながら金員を得た可能性があるとして、不当利得に基づきこれらの総額26億円超の金員の返還を請求した。

エ、その結果、前代表取締役から回答があり、多額の貸付金等は、事実上会社の交際費等に費消しており、または資金繰りのため会社に返還していたものである、そして仮に一定金額の返還義務があるとしても、現在は経済的に破綻しており返済する資力が無い、等とのことであった。

オ、前代表取締役の言い分の真偽は不明であり、当職は、同人に対し経済的破綻であれば破産等も検討して、これまでの金員の流れを開示することを求めている。

(2) 芦屋不動産の売買代金1億8400万円の回収状況

ア、クレジエンテは芦屋市の不動産を3.3億円で売却し、令和3年8月に残代金2億円を受領していた。これは第三者に対する時価相当額の売却であると思われた。

しかし、代表者等によれば、その後、太陽光発電事業を謳う会社に対し、同金員から出資金及び紹介料名目で合計1億8400万円を支払ったとのことであった。

イ、当職は、裁判所の許可を得て、この投資先である会社、その代表者及び仲介者に対し損害賠償請求訴訟を提起しているが、同社らは連絡先不明な状態である。

ウ、仮に、判決を得ても損害を回収できない場合、そもそも安易に多額の支出をしたクレジエンテの役員等の責任が生じる可能性も否定できない。

(3) 本社敷金4653万円の回収状況

ア、クレジエンテの本社（東京都中央区銀座）の明渡が未了で、敷金4653万円超の回収可能性があるとのことであった。しかし、結果として、同敷金は既に令和3年6月に東京国税局から全額差押済みであった。また本社は大規模造作を施しており、賃貸人から原状回復費用5525万円超や違約金1億円超の請求もあった。

イ、そこで原状回復費用と敷金を相殺し残余の免除を受けて、回収は0円であった。

(4) 在庫商品、商品売買代金、クレジット収納代金の回収状況

ア、破産申立書では商品在庫は帳簿上2912万円超の価値があるとされていた。

このうち化粧品定期購入サービス「オートシップ」の利用会員648名につき、破産後に商品代金が自動振替されたため、裁判所の許可を得て、双方未履行債務の履行を選択し、管財人から商品を売却して432万円超を回収した。

イ、その他の在庫商品は、簡易入札をして一番高額な購入希望者に売却処分をした。

ウ、またクレジット収納代行会社がカード決済代金774万円超を保管中であるが、これは契約上6か月間留保されており、今後回収見込みである。

(5) その他の資産の回収状況

ア、自動車2台（アルファード、レクサス）を売却等して換価回収した。

イ、製菓会社（東京都千代田区）に対し化粧品製造を委託しており同社に大量の商品が残されていた。同商品には商標等もあり、その処理は引き続き協議中である。

ウ、税理士と相談して令和3年4月期確定申告をし、消費税等1983万9067円の還付を受けた（同還付金は未払源泉税等に充当され回収は0円であった。）。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

1、前代表取締役に対する債権の回収状況は、上記のとおりである。

2、現代表取締役に対するクレジエンテの高額な貸付金等は見当たらないが、同人に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

1, 破産手続の続行

破産手続を続行し、①係属訴訟の続行、②前代表取締役に対する貸付金等の回収、③製薬会社との交渉、④クレジット代金の回収、⑤その他の資産調査回収、等の換価可能財産の回収等を進めたい。

2, 破産配当の有無

今後どの程度の資産を回収できるのかは未定であるが、財団債権（公租公課等）が2億2189万9708円と多額に上っているため、破産配当は難しい見込みである。

3, ホームページによる情報提供

クレジエンテのホームページにおいて、今後も情報提供を行う見込みである。

(以上)

令和3年（フ）第5406号

破産者株式会社クレジエンテ
破産管財人弁護士岡田隆

【破産】貸借対照表（株式会社クレジエンテ） （作成日：令和4年2月22日）

資産の部			負債の部		(単位：円)
番号	科目	評価額＝財団組入額	番号	科目	評価額
1	現金（引継予納金）	7,007,233	1	財団債権（公租公課）	209,304,266
2	預貯金	789,948	2	財団債権（労働債権）	12,547,707
3	仮差押済み預金	2,141,204	3	財団債権（その他）	47,735
4	売掛金	105,380	4	優先的破産債権（公租公課）	23,891,160
5	在庫商品	7,120,240	5	優先的破産債権（労働債権）	5,033,341
6	貸付金	0	6	会員債権	11,242,732,120
7	什器備品	0	7	一般債権	36,979,736
8	自動車	1,717,226			
9	敷金・保証金	12,000			
10	出資金（不動産代金）	0			
11	供託金	0			
12	その他	250,800			
13	消費税等還付金	0			
	資産合計	19,144,031		負債合計	11,582,536,065

差引 資産不足額 ▲11,563,392,034

※負債は認否を留保する。

財産目録及び収支計算書(1)(破産者株式会社クレジエンテ)

令和3年(フ)第5406号
破産者 株式会社クレジエンテ
破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分 開始決定日(令和3年9月7日)現在
収支計算部分 開始決定日 ~ 令和4年2月22日

単位:円

資産及び収入の部

番号	科目	申立時簿価	収入	備考
1	現金	7,000,000	7,000,000	引継予納金(令和3年9月15日引継)
		-	7,233	小口現金
2	預貯金	515,490	789,948	ゆうちょ銀行336,407円, みずほ銀行453,541円
3	仮差押済み預金	2,141,200	2,141,204	みずほ銀行預金の仮差押取下により回収。
4	売掛金	7,849,863	105,380	商品代金収納代行会社に対する売掛金を回収。
			0	カード代金収納代行会社からの未収金7,744,483円(支払留保中,令和4年3月以降に回収見込)。
5	在庫商品	28,314,555	1,600,000	大阪倉庫の商品等を令和3年12月22日付及び令和4年1月25日付許可を得て売却済み。
			5,520,240	化粧品定期購入につき双方未履行債務の履行を選択。648名の顧客の自動振替金(諸費用を控除)を回収。
			0	製薬会社が破産会社の商標商品を有して調整中。
6	貸付金	1,082,235,227	0	前代表取締役に対する貸付金その他がある。
7	什器備品	11,214,333	0	本社建物とともに明渡済み
8	自動車	11,013,991	640,000	アルファード1台が売却済みであったが, 対抗要件が未具備で令和3年9月14日付許可を得て和解し, 回収済み。
			1,077,226	レクサス1台につき, 割賦債権者が売却し, 割賦金と相殺後の残金を回収済み。
9	敷金・保証金	47,524,600	0	本社(中央区銀座)の敷金(46,671,000円)は原状回復費用等と相殺された。
			12,000	山形県米沢市の賃借物件の敷金(100,000円)は原状回復後の残金12,000円を回収済み。
			0	茨城県水戸市の賃借物件の敷金(753,000円)は原状回復費用と相殺済み。
10	出資金(不動産代金)	184,000,000	0	芦屋市不動産の売却代金を出資したとの説明。令和3年12月24日付許可を得て損害賠償請求訴訟を提起済み。
11	供託金	5,200,000	0	前代表取締役に対する預金仮差押の供託金
12	その他	-	250,800	商品の売却代金とは別に搬出費用を回収
13	消費税等還付金	0	0	消費税等還付金19,839,067円は未払源泉税等に充当。
資産及び収入合計		1,381,809,259	19,144,031	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	292,815	通信, 交通費, ホームページ費用, その他事務費用
2	訴訟費用	582,356	太陽光発電を謳う会社に対する損害賠償請求訴訟
3	財団債権弁済(撤去費, 税理士報酬等)	1,230,350	動産撤去費, 商品発送費, 税理士費用等
4	財団債権弁済(双方未履行債務の履行)	1,310,853	化粧品定期購入サービスの一部商品の仕入発送費
支出合計		3,416,374	

現在財団残高 15,727,657

公租公課

財団債権209,304,266円(17名, 消費税, 源泉所得税, 特別徴収税, 社会保険料, 労働保険料等), 及び優先的破産債権23,891,160円(3名, 法人住民税, 社会保険料等)等。その他は別紙のとおり。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定, 裁量, その保全処分を必要とする事情の有無 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書(第1回)(株式会社ジェナル)

第1 破産手続開始に至った事情

- 1 破産手続開始申立書等によれば、破産者株式会社ジェナル(以下、「ジェナル」という。)は平成31年4月に設立され、病院の一般事務等の受託業務を目的としており、医療法人社団(東京都中央区銀座)の出資持分を取得しその運営をしてきた。
- 2 また、ジェナルは、クレジエンテの会員に対し令和元年9月から令和2年12月までに合計4回の高金利の少人数私募債を発行し金員を集めたが、これらの金員はクレジエンテに対し貸し付けて、その事業資金等に費消されたとのことである。破産時にはクレジエンテに対する貸付金は2億9531万円に及んでいた。
- 3 申立書等によれば、ジェナルは、クレジエンテの業務受託者から令和2年6月に融資を受けて医療法人の出資持分に譲渡担保を設定し、これが実行されたとされる。
- 4 クレジエンテが令和3年9月7日に破産したことにより貸付金の回収が不能となり、ジェナルは、同年10月15日に破産手続開始を申し立て、同月20日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1 破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、その負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載額等
1	財団債権(公租公課)	1	3,279,846円
2	優先的破産債権(公租公課)	1	2,314,808円
3	社債債権	79	268,300,000円
4	一般債権	5	38,623,563円
	合計	86	312,518,217円

- 2 破産財団は、別紙「財産目録及び収支報告書(1)」のとおりであり、現在残高は361万8785円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
クレジエンテの配当が無いとなると、ジェナルの破産配当も難しい見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(1)(破産者株式会社ジェナル)

令和3年(フ)第6220号

破産者 株式会社ジェナル

資産部分

開始決定日(令和3年10月20日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年2月22日

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月1日引継)
2	預貯金	7,737	2,897	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収した。
3	売掛金	12,308,834	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	299,700,000	0	クレジエンテへの貸付金295,310,000円は回収可能性は乏しい。医療法人への貸付金4,390,000円は譲渡担保実行済みとされる。
5	差入保証金	2,722,500	1,143,832	本社の敷金につき、原状回復費と相殺後の残金を回収。
資産及び収入合計		317,239,071	3,646,729	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	27,944	通知発送, 交通費
支出合計		27,944	

現在財団残高 3,618,785

公租公課

財団債権3,279,846円(1名, 源泉所得税等), 及び優先的破産債権2,314,808円(1名, 源泉所得税等)。

破産法157条の報告事項

1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)

2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)

3 損害賠償請求権の査定、その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書(第1回)(株式会社ラディアンテ)

第1 破産手続開始に至った事情

- 1 破産手続開始申立書等によれば、破産者株式会社ラディアンテ(以下、「ラディアンテ」という。)は平成29年6月に設立され、当初は移動式パン屋事業を行うとのことであったが、現実には何も事業を行っていなかった。
- 2 ラディアンテは、クレジエンテの会員に対し平成30年3月から令和2年9月までに合計4回の高金利の少人数私募債を発行し、金員を集めていた。また、ラディアンテは、クレジエンテの会員から個別に短期借入金として金員を借り入れていた。これらの各金員はクレジエンテに対し貸し付けて、その事業資金等に費消されたとのことである。
破産時にはクレジエンテに対する貸付金は3億8500万円に及んでいた。
- 3 クレジエンテが令和3年9月7日に破産したことにより貸付金の回収が不能となり、ラディアンテは、同年10月29日に破産手続開始を申し立て、同年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1 破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、その負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権(公租公課)	3	8,031,679円
2	優先的破産債権(公租公課)	1	6,533,600円
3	社債債権, 借入金債権	89	389,040,000円
4	一般債権	1	10,934円
	合計	94	403,616,213円

- 2 破産財団は、別紙「財産目録及び収支報告書(1)」のとおりであり、現在残高は248万6742円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
クレジエンテの配当が無いとなると、ラディアンテの破産配当も難しい見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(1)(破産者株式会社ラディアンテ)

令和3年(フ)第6490号

破産者 株式会社ラディアンテ

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年2月22日

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	16,397	886	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	3,868,560	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	在庫商品	30,000,000	0	クレジエンテから購入した商品。商品は未受領であり回収可能性は乏しい。
5	貸付金	385,790,000	0	クレジエンテへの貸付金385,000,000円とジェナルへの貸付金790,000円であるが、回収可能性は乏しい。
資産及び収入合計		422,174,957	2,500,886	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	14,144	通知発送, 交通費
支出合計		14,144	

現在財団残高 2,486,742

公租公課

財団債権8,031,679円(3名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権6,533,600円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)等。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。)
 無 有(内容) その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書(第1回)(株式会社蔵皇)

第1 破産手続開始に至った事情

- 1 破産手続開始申立書等によれば、破産者株式会社蔵皇(以下、「蔵皇」という。)は平成20年9月に設立され、化粧品等の販売を業としていた。令和2年5月までは現代表取締役の親族が代表取締役を務めていた。
- 2 蔵皇は、クレジエンテの会員に対し平成23年ころから高金利の少人数私募債を発行し金員を集めていた。破産時には第5回から第12回の少人数私募債が未償還となっていた。また、蔵皇は、クレジエンテの会員から個別に短期借入金を借り入れていた。これらの各金員はクレジエンテに対し貸し付けて、その事業資金等に費消されたとのことである。破産時にはクレジエンテに対する貸付金は7億6228万円に及んでいた。
- 3 クレジエンテが令和3年9月7日に破産したことにより貸付金の回収が不能となり、蔵皇は、同年10月29日に破産手続開始を申し立て、同年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1 破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、その負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権(公租公課)	4	19,667,233円
2	優先的破産債権(公租公課)	1	11,202,224円
3	社債債権, 借入金債権	154	717,700,000円
4	一般債権	2	36,534円
	合計	161	748,605,991円

- 2 破産財団は、別紙「財産目録及び収支報告書(1)」のとおりであり、現在残高は300万882円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
クレジエンテの配当が無いとなると、蔵皇の破産配当も難しい見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(1)(破産者株式会社蔵皇)

令和3年(フ)第6491号

破産者 株式会社蔵皇
破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分 開始決定日(令和3年11月1日)現在
収支計算部分 開始決定日 ~ 令和4年2月22日 (単位:円)

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金	2,500,000	3,000,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	101,034	22,982	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	30,896,664	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	762,282,484	0	クレジエンテに対する貸付金295,310,000円(金額相違)は回収可能性は乏しい。
資産及び収入合計		795,780,182	3,022,982	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	22,100	通知発送, 交通費等
支出合計		22,100	

現在財団残高 3,000,882

公租公課

財団債権19,667,233円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権11,202,224円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 破産手続開始申立書記載のとおり 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) 無 有(内容) その他(別紙のとおり)